

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年 8月31日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ循環ポンプ出口圧力発信器において、信号調整器に調整不良(腐食により調整不可)が認められたため、当該計器を交換。	GIII	
2	3号機	非常用ディーゼル発電設備空気圧縮機(B-2)電動機点検において、電動機のプーリー(ベルト車)部の嵌合寸法に管理値外れ(間隙寸法増大)が認められたため、当該プーリー部を点検・修理。	GIII	
3	3・4号廃棄物処理設備	高電導度廃液系濃縮装置(C)蒸発缶液位計において、指示値不良(停止中にもかかわらず液位指示値が上昇し「液位高」警報発生)が認められたため、当該液位計を点検・修理。	GIII	